

四万十町スタートアップ等 支援事業補助金

⋮⋮⋮



START UP

補助対象経費

起業又は地域課題の解決に資する事業を行うための商品開発、市場調査等に係る経費であって、町長が必要と認める経費

交付対象者

- 1 | 人材育成推進センターが実施する講座若しくはこれに相当する講座等の受講者又はこれらの講座を1年以内に受講する予定の者
- 2 | 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者又は町税等滞納者でない者

補助金の額

補助対象経費又は5万円のいずれか低い額

詳細・申請方法などは右記まで
お問い合わせください。

お問い合わせ先

四万十町人材育成推進センター
TEL：0880-22-3163（担当：中井智之・吉村愛）
mail：103060@town.shimanto.lg.jp

四万十町スタートアップ等支援事業補助金

四万十町では、町民の皆さまが考えている地域の活性化のアイデアや起業などのプランを実現するために、その事業の最初に行う取組や商品開発、実証実験等を支援する「四万十町スタートアップ等支援事業」を創設しました。

町内を明るく盛り上げるプランやアイデアをお持ちの方は、ぜひご活用ください。

[補助対象者]

人材育成推進センターが実施する講座もしくはこれに相当する講座（高知県主催の起業セミナー等）の受講者又はこれらの講座を1年以内に受講する予定の方で、

- 四万十町の活性化や地域の課題解決に向けた取組のアイデアをお持ちで、そのアイデアを実現したい方
- 町内で起業・創業することをお考えの方で、すぐ出店するまでには至らないが、試しにイベント等で出店したい方
- その他、自分のアイデアやプランの実現にむけて活動を行う方
- 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者又は町税等滞納者でない方

等で、令和6年3月31日までに事業を終了できる方を対象としています。

[補助対象]

補助金の対象となる経費は、**地域の活性化や起業に向けて初めて実施する事業や、商品開発、市場調査等に係る経費**であって、町長が必要と認める経費としています。ただし、飲食に要する経費（食糧費）は対象としません。

[補助金の額]

補助金は、最高5万円まで交付します。（補助対象経費の全て、または5万円のいずれか低い金額とします。）

[留意事項]

- ① 申請を希望される方は、四万十町役場HPから申請書等をダウンロードしていただくか、人材育成推進センターにご連絡いただければ、後日申請書等を郵送いたします。
- ② 人材育成推進センターが実施する講座とは、「**四万十町チャレンジ講座**」などが該当します。それらを受講（もしくは受講予定）されていない方が申請される場合は、当センターが指定する講座（高知県主催の起業セミナー等）を後日受講していただくようになります。
- ③ 当補助金を活用して実施したプランやアイデア等は、再び申請することはできません。
- ④ 予算の上限に達し次第、終了とします。